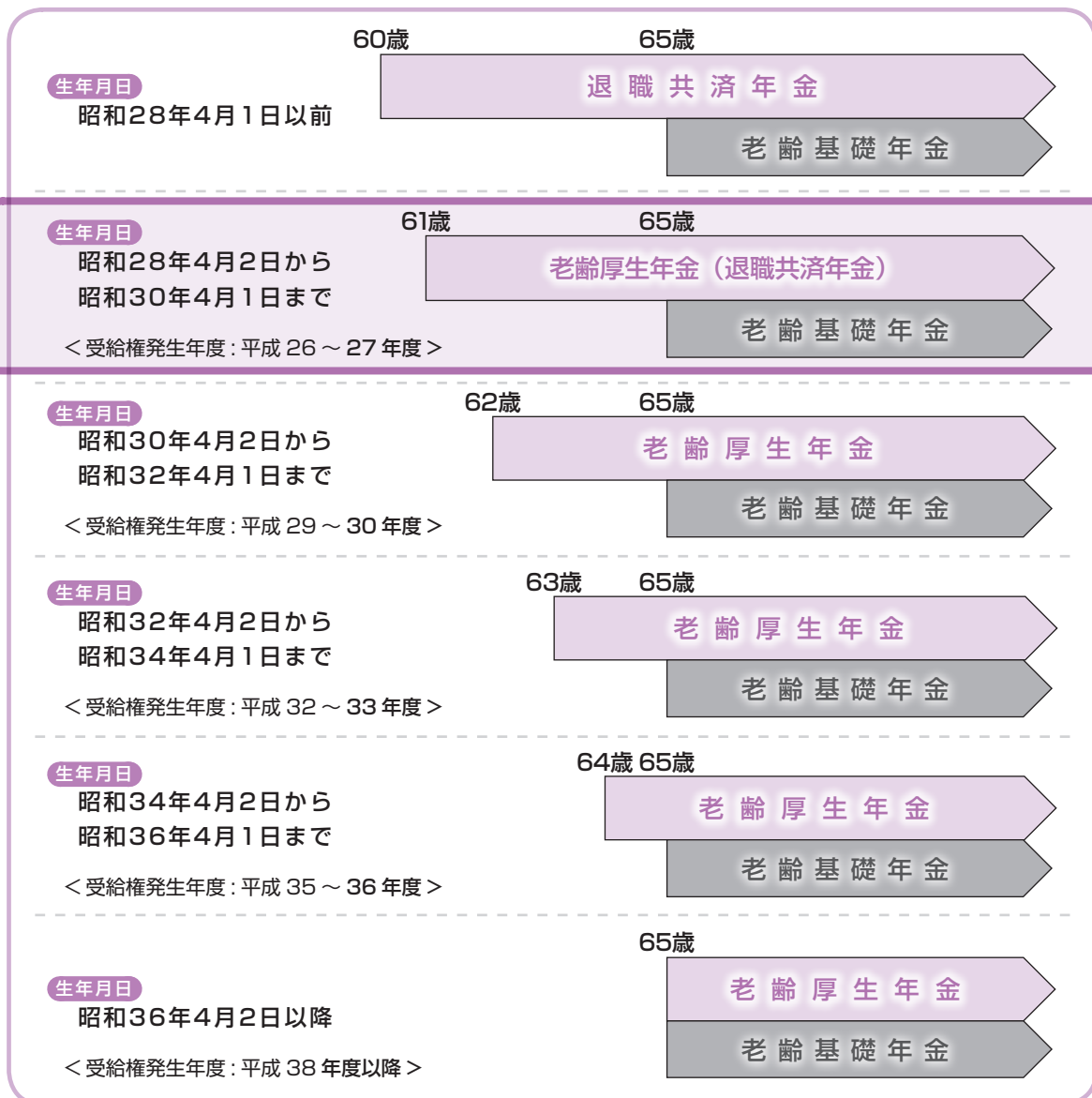


年金の支給開始年齢及び請求手続きについてのお知らせ

被用者年金制度の加入期間が1年以上ある方の支給開始年齢については、その方の生年月日に応じて次のとおり定められており、昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた方は、61歳から老齢厚生(退職共済)年金が支給されることとなります。

なお、定年退職が60歳の場合は、退職から支給開始まで間があくこととなりますので、請求手続きに関する書類等は、61歳のお誕生月の3ヵ月前を目処に共済組合より直接、ご自宅へ郵送します。



(注) 上記事項は「一般組合員」の場合であり、「特定消防組合員」の場合は取り扱いが異なります。

退職後、ご注意ください！ ～ 氏名、住所等の変更について ～

市町村役場等を退職後、住所又は氏名を変更された場合は、共済組合へ連絡いただき、所定の手続きをお願いします。

なお、この手続きを行なっていないと、年金請求書を送付できない可能性がありますのでご注意ください。

(※) 被用者年金の一元化により、平成27年10月以降の退職共済年金は老齢厚生年金になります。当該一元化に係る制度改正内容等につきましては、22ページの記事をご覧ください。なお、組合員の皆さん全員に別途冊子及びリーフレットも配布しておりますので、併せてご覧ください。(当該詳細につきましては、21ページをご参照ください。)